

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

一 防衛出動基本手当及び防衛出動特別勤務手当の額を定める政令に係る根拠規定の改正

防衛出動基本手当の額は防衛出動時における勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件及び勤務の危険性、困難性その他の著しい特殊性に応じて、防衛出動特別勤務手当の額は防衛出動時における戦闘又はこれに準ずる勤務の著しい危険性に応じて、それぞれ政令で定めるものとする事。

(第十五条第三項及び第四項関係)

二 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

(附則第一項関係)

三 防衛出動基本手当及び防衛出動特別勤務手当の額を定める政令の制定

政府は、この法律の施行後六月以内に、防衛出動に係る事態の想定に基づき、一の政令を制定するものとする事。

(附則第二項関係)

四 その他所要の規定の整理を行う事。